

外務省報償費訴訟の結果について —確定判決の内容と訴訟の成果—

情報公開市民センター

代表 高橋利明

1 情報公開市民センターの報償費訴訟結果

1) 最高裁は棄却を決定

情報公開市民センターが外務大臣を被告として提訴していた外務省の報償費（機密費）公開請求訴訟に関して、2月17日、最高裁は、当市民センターと外務大臣双方の申立を棄却する決定をした。

2) 一審はほぼ全面開示を命令

この訴訟は、情報公開法が制定された01年6月に提訴し、06年2月28日、一審の東京地裁は、当市民センターが開示を求めている外務省本省とアメリカなど4つの在外公館で、00年2月と3月に支出された1000余件の報償費支出決裁文書のほぼ全面開示を命じた。

3) 高裁は不開示を拡大

これが二審の東京高裁（08年1月31日判決）では、外務省が「情報収集の対価」として支払ったとする支出分については全面不開示。情報収集・外交交渉のための会合・会食の経費として支出したとする支出分（「直接接触」の経費）については、支出決裁文書のうちの支払日と支出額だけの開示を命じ、国会議員はじめ邦人との会合・会食の経費として支出したとする支出分（「間接接触」の経費）については、支出決裁文書のうちの会合・会食の目的、在外公館側・客側の出席者、開催日、支払日、金額等の開示を命じ、不開示は会合・会食場所と領収書だけとした（「間接接触」は本件訴訟では58件）。

4) 高裁の判決が確定

この東京高裁判決に対しては、当市民センターが上告ならびに上告受理申立を、外務大臣が上告の申立を行ったが、前述のとおり、双方の申立が棄却となったので、東京高裁判決が確定した。

2 機密費の使途解明ができる範囲と今後の透明性

1) 高裁が開示を命じた情報

高裁判決は、外務省側が「外交活動に使った」と主張した支出分については、その言い分のおりに認め、そうした支出分については「情報収集の対価」を除いて、会合・会食の支出日と支出金額だけの開示を命じ、外交活動の経費としては認められない国会議員や各省庁の役人との会食・接待費などについては会合の場所の情報以外の情報の開示を命じたということになる。「情報収集の対価」(本件訴訟では64件)を別にすると、外交交渉や情報収集活動であっても、金銭の支出日や支出金額は国民に公開すべしとの判断があったことになる。

2) 「間接接触」の情報はほとんどが明らかになる

これまで、報償費の支出については、「五類型」と呼ばれた、外交活動や情報収集活動とはほとんど関係のない機密性のない経費の支出だけしか公開されておらず、開かずの扉であったが、外務省がいう「直接接触」や、議員接待などの「間接接触」の支出が実際どのようなものであったかは、来たるべき支出決裁文書の開示で明らかになる。特に、鴛鴦で活躍している齊木尚子会計課長(当時)が、「在外公館員は、在外公館を訪問してくる国会議員を道具として使って外交活動を行っている」と証言した国会議員との会食費については、支出情報のほとんどが明らかになる。もとより、高裁判決も、齊木証言を信用しなかったものでこれらの情報は開示されることになったもので、会食の実態が解明できることになる。

3) 今後の報償費の透明性

今後の報償費の支出については、上述のように、ほとんどの支出について、支出日と支出金額が開示されることになるので、この限度では国民の監視を受けることになるわけで、野放図とされてきた機密費についても、一定の歯止めがかかることが期待される。

市民センターは外務省に対して、確定判決に従った報償費文書の開示を早期に行うよう、申し入れを行っている。